

【資料2】東南アジアセールスサポート業務委託仕様書

1 業務名

東南アジアセールスサポート業務委託

2 業務の目的

本業務は、訪日意欲が高いタイを始めとした東南アジア市場をターゲットに、現地有力旅行会社等へのセールス、旅行会社招請ファムトリップ等を戦略的に実施し、旅行会社をとおした「秋田県」の旅行先としての認知向上に繋げるものである。

対象市場はタイ、シンガポール、マレーシアに設定し、将来的に確実に宿泊客数の増加に繋げることを目的とする。

3 対象市場

・東南アジア

タイ、シンガポール、マレーシア

※タイ、シンガポール、マレーシアの比重は5：3：2とする

4 業務委託内容

受託者は、本業務の実施にあたっては、県が別途貸し出す「ターゲットペルソナ」を十分に分析し、各施策（旅行会社セールス、旅行会社招請等）において、そのペルソナに合致した具体的かつ効果的なアプローチ手法を提案すること。また、以下の（1）～（5）の業務を連携させ、相乗効果を生み出すよう実施すること。

（1）セールスコール

・毎月3社以上の旅行会社を訪問※オンライン可（年間30社以上）

（2）セールスサポート業務（年3回程度）

・秋田県が実施する現地セールスでのサポート業務（訪問先の選定、日程調整、資料翻訳、通訳、アフターフォロー）※タイ、シンガポール、マレーシア各1回ずつを想定

（3）セミナーでの通訳手配等

・秋田県が東北観光推進機構と連携して10月15日に参加するタイでの東北観光セミナー内のB to B商談会でのセールスサポート業務（資料翻訳、通訳（タイ語）、アフターフォロー）

（4）タイからのFAMトリップ

・タイからの旅行会社FAMトリップ（東北向け、団体商品造成実績のある会社でタイ・エアアジアXと契約のある旅行会社等）を実施し、新たな秋田県を目的地とした商品造成に繋げる。なお、招請人数については2名（2社）＋通訳（タイ語）とする。※招請に係る旅費は別事業で対応

(5) 広告支援について

- ・タイ、シンガポール、マレーシアにある訪日旅行商品を造成する会社に対して、必要に応じて商品造成・販促に係る広告費を支援するものとする。
- ・支援内容については提案することとし、受託決定後に秋田県と協議の上交付要領を定めること。なお、広告費については本事業の予算内で支援するものとし、1,400,000円程度を見込むものとする。

(6) 令和9年度以降の継続的議論

- ・令和9年度以降の秋田県における東南アジア市場からの誘客促進に向けた議論と提案を継続的に実施すること。

5 成果物

- ①実施計画書（契約締結後、速やかに提出）
- ②報告書（中間報告、最終報告 各1回ずつ）
なお、最終報告においては次年度以降に向けた提言を記載すること
- ③セールス・商談報告書（各月の状況を翌月5日までに提出。セールス面談者、商談内容、感触、今後の課題等をまとめた簡易レポート形式を想定）
- ④招請実施報告書（FAMツアー実施後、ツアー後の商談状況、今後の課題等）
- ⑤現地旅行会社・メディアリスト（業務を通じて構築した連絡先リスト）

6 K P I

以下の内容について具体的なK P I 数値を提案すること

- ・セールスコール実施件数：年間30社以上
- ・商品造成に向けた継続協議先旅行会社の数
- ・商品造成着手件数（商品販売開始件数があれば実績として報告すること）

7 契約に関する条件等

(1) 報告書の提出

- ・本業務の実施状況については、月例報告のほか、契約期間満了時には実績報告書を提出すること。
- ・上記報告のほか、必要な場合は適宜書面にて状況を報告すること。

(2) 再委託等について

- ・受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。
- ・受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面にて提出して委託者の承認を得るものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をと

るべきことを要求する場合がある。

- ・受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(4) その他

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

- ・この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。